

第5回 鳥取市移動等円滑化協議会 議事録

1 日 時 令和5年11月30日(木) 10:00～11:15

2 場 所 鳥取市役所 本庁舎6階 会議室6-5、6-6、6-7

3 出席者 石川 真澄委員 桑野 将司委員 田中 節哉委員
荻原 由紀子委員 藪田 和利委員 諸家 紀子委員 井須 尚紀委員
酒本 修昇委員 岡 周一委員 岸本 梓委員 下田 敏美委員
石井 尚樹委員 松岡 弘久委員(代理:竹本課長)
野坂 明正委員(代理:島谷課長補佐) 岩村 英明委員
米田 憲司委員(代理:林原係長) 森山 倫男委員(代理:山田課長補佐)
乾 秀樹委員(代理:一村次長) 谷口 恭子委員 竹間 恭子委員
藏増 祐子委員 橋本 浩之委員 大野 正美委員 岡 和弘委員
岸本 吉弘委員

欠席者 西墻 豊嗣委員 久野 浩太郎委員 池本 薫理委員 橋本 孝之委員
田中 弘幸委員 真嶋 茂委員 河野 道雄委員 森 泰雄委員
木原 弘貴委員

4 議題

- (1) 鳥取市バリアフリー基本構想の策定について
- (2) スケジュールについて
- (3) その他

5 議事

事務局

ただいまより第5回鳥取市移動等円滑化協議会を開会いたします。

本日はお忙しいところ、またお足元の悪い中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます都市整備部都市企画課の牧野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、鳥取県聴覚障害者協会の諸家委員様のご出席をいただいております。また、手話通訳の中嶋様、米田様のご協力をお願いしております。皆様にお願ひでございます。ご発言の際は、ゆっくりとした口調でご発言いただきますようお願い申し上げます。これより着座にて失礼いたします。

まず配布資料の確認をいたします。資料1：鳥取市バリアフリー基本構想の策定について、資料2：策定スケジュール、資料3：参考資料、加えまして会議次第、議員名簿、配席図、資料4：資料修正箇所をお配りしております。お手元がない方は挙手でお知らせください。

本日の協議会の進行は、お手元の次第に従って進めさせていただきます。

委員の紹介につきましては、配布させていただいている議員名簿と配席図に代えさせて頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして委員の欠席報告をさせていただきます。

本日は、鳥取市自治連合会 西墻 豊嗣委員、鳥取市老人クラブ連合会 久野 浩太郎委員、ゆうゆうとっとり子育てネットワーク 池本 薫理委員、一般社団法人鳥取県バス協会 橋本 孝之委員、鳥取商工会議所 田中 弘幸委員、鳥取市商店街振興組合連合会 真嶋 茂委員、鳥取市ホテル旅館組合 河野 道雄委員、鳥取県県土整備事務所計画調査課 森 泰雄委員、以上8名の委員の方が所用の関係で欠席されています。また出席予定ではありますが、鳥取県警交通第一課 木原弘貴委員は遅参されているようでございます。

次に次第2に移ります。

本協議会の会長の選出に入ります。

本年10月に任期満了に伴い委員の改選をさせていただきました。現在、会長は決まっておられませんので本協議会設置要綱第6条第1項に委員の互選によって会長を定めさせていただきますと思っております。ここで大変恐縮ではございますが、あらかじめ事務局の提案をさせていただきますと思っております。学識者でございます鳥取環境大学教授の石川委員にお願いしたいと考えておりますが、如何でしょうか。よろしければ拍手にて承認をお願いします。

(拍手)

ありがとうございます。承認をいただきましたので、石川委員に会長をお願いします。会長の選出が終わりましたので、会長にご挨拶をいただきたいと思います。石川会長、よろしくお願いいたします。

会長

おはようございます。ただ今ご選出いただきました、鳥取環境大学 石川でございます。大役を拝命いたしました。バリアフリーマスタープランが無事策定されて、それを現実のものにするという段階に進んでまいりますけれど、であればこそ様々な対立、あるいは問題、ご意見の違いが多々あろうかと思っております。しかしながら一人でも多くの市民の方にご理解をいただけるような案に磨いていくために、それぞれの立場から忌憚のないご意見を頂戴し、案を磨いていくためのお役に立てればと思っておりますので、皆様ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、本協議会設置要綱第7条第3項により、第3条第1項第6号及び7号に規

定されています、委員の職務を代理するものがあらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することによって、その代理の者の出席を当協議会への出席をもって、当該委員の出席とみなすとされています。本日は、お配りした配席図で団体の左肩に代理出席と四角で囲んで記載しております。5名の方が代理出席をお願いしています。石川会長、ご承認いただけますでしょうか。

会長

承認いたします。

事務局

ただ今の承認をもちまして全委員 34 名の内、本日の出席人数は 25 名となります。本協議会設置要綱第 7 条第 2 項に記載されております、過半数に達していますので本協議会は成立することをご報告いたします。

次に副会長の指名に入ります。本協議会設置要綱第 6 条第 2 項により、副会長は委員の内から会長が指名するとございます。会長から指名をお願いできますでしょうか。

会長

私から指名させていただきます。鳥取大学の桑野委員様にお願いできればと思っています。よろしくお願いいたします。

事務局

桑野委員様よろしくお願いいたします。

それではこれから先、議事進行につきましては、会長が議長となり進めさせていただきたいと思っております。石川会長よろしくお願いいたします。

会長

それでは議事に入ります。はじめに、鳥取市バリアフリー基本構想の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは説明させていただきます。三谷と申します。着座にて失礼いたします。

それでは資料 1 をご覧ください。

1 ページにあります、これまでの経緯についてですが、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて、バリアフリーマスタープランの策定に向け、協議会を 4 回開催したほか、パブリックコメントを実施し、令和 5 年 3 月に鳥取市バリアフリーマスタープランを策定しました。

今年度からは、バリアフリー基本構想の策定に着手し、基本構想を策定する地区や、生活

関連施設の選定について検討を行っているところです。今年度と来年度の 2 ヶ年で基本構想を策定する予定としています。

2 ページをご覧ください。

鳥取市バリアフリーマスタープランでは、バリアフリー化を促進する地区として「鳥取駅・城跡周辺地区から若葉台地区」までの 14 の移動等円滑化促進地区を設定しています。左の図が促進地区の位置を示しています。右の図は、促進地区の一つの例として「鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区」の区域図になります。

各地区において、旅客施設や官公庁、病院、商業施設等の多様な来訪者が多い施設を生活関連施設として位置付けて、施設を訪れる人の利用頻度が高い経路を生活関連経路として設定し、まちの一体的なバリアフリー化を推進しています。

次に 3 ページのバリアフリー基本構想の概要について説明します。

バリアフリー基本構想は、マスタープランで設定した移動等円滑化促進地区について、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区と位置付けて、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するものです。

基本構想に位置づける特定事業については、着手予定時期や実施予定期間など、具体的な目標を設定し、事業を実施していくこととなります。

4 ページをご覧ください。

特定事業とは、バリアフリー法第 2 条で定める 6 つのハード整備に関する事業と、ソフト対策に関する事業を示しています。6 つのハード整備に関する事業とは「公共交通、道路、建築物、交通安全、都市公園、路外駐車場特定事業」です。また、ソフト対策に関する事業としましては、「教育啓発特定事業」を示しています。

基本構想で特定事業を定めた場合、事業の実施者に対して特定事業計画の作成と、計画に基づく事業実施の義務が課せられることとなります。

5 ページと、資料 4（資料修正箇所）の 5 ページを併せてご覧ください。

資料の修正箇所についてご説明します。

バリアフリー基本構想の策定地区の選定案一覧表で、「②気高支所・浜村駅周辺地区」について、評価指標の上から 3 番目のピーク時片道 3 本以上のバス停が 1 箇所ございましたので「あり」に修正しています。また、各地区の総合評価を記載していましたが、「鳥取市バリアフリー庁内連絡会議」において、より優先すべき地域を選定するものであり各地区のランク付けは望ましくないとのご意見があり、総合評価の欄を削除いたしました。

改めて、バリアフリー基本構想の策定地区の選定について説明します。

マスタープラン策定の際に行いました、高齢者や障害者団体等へのヒアリング調査(R3. 12 月)で、多くの団体より、鳥取駅周辺や、多くの人が利用する場所から重点的にバリアフリー化を望む意見があり、これを反映するため、人口の集積度、公共交通の利便性、都市機能の集積度の 3 つの評価視点を設定いたしました。この評価視点に基づき、14 の促進地区の

中から、より優先的にバリアフリー化を推進する地区を絞り込むための選定を行いました。絞り込む理由としましては、短期間でより重点的な整備を図っていききたいこと、また、目に見えた進捗を図ることが可能であることと考えています。

①の鳥取駅城跡周辺地区は、3つの視点を満たしていることや、これまでも平成14年に策定した交通バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化を進めていますが、バリアフリー新法に基づいた更新が望まれることから、策定地区に選定しました。

6ページと資料4（資料修正箇所）の6ページを併せてご覧ください。

資料の修正箇所についてご説明いたしますが、先程と同様に、総合評価の欄を削除いたしました。

バリアフリー基本構想の策定地区の選定については、鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区についても、3つの視点を満たしていることから、2地区目として選定しています。

残りの促進地区についても、2地区の基本構想を策定後に、順次、策定地区に選定するなどとして進めるように考えています。

次に、バリアフリー基本構想の重点整備地区の設定の考え方についてご説明します。7ページをご覧ください。

重点整備地区とは、バリアフリーマスタープランで位置付けた移動等円滑化促進地区のうち、旅客施設や建築物、道路等について、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する地区のことで、重点整備地区内の生活関連経路は原則としてすべて特定道路として指定され、基準等の適合に必要な措置を講ずる努力義務が生じることになります。

重点整備地区の要件は、①から④に記載のとおりです。

重点整備地区の設定の考え方として、左下に例を載せていますが、重点整備地区の区域が促進地区と同じである促進地区一体型や、促進地区内の主要施設が集積した区域を抽出する主要施設抽出型や主要施設群抽出型などがあります。

8ページをご覧ください。

次に、生活関連施設の設定方針についてご説明します。国のガイドラインでは、生活関連施設には相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設や官公庁施設などの多様な施設を位置づけることを想定し、特定事業の実施にかかわらず、高齢者、障害者等が利用する施設を設定して、まちの一体的なバリアフリー化を進めることが重要とされていますが、この施設の選定について明確な指標などは示されていません。また、本市と同様の中核市や県庁所在市の事例では、アンケートやヒアリングをベースにしたものがあるほか、一部に指標の設定がありましたが、統一的な指標は見られませんでした。

そのため、本市と同様に、マスタープランの制度導入後にマスタープランと基本構想を策定した大館市、福島市、千葉市の3市の事例や、類似事例における指標等を参考として、施設分類ごとに選定案を検討し、「旅客施設等から半径500メートル圏内にある施設」「各施設の特性、指標に基づく施設」の条件を満たす施設を選定することを基本としました。

次に鳥取駅・城跡周辺地区における生活関連施設の選定案についてご説明します。

9 ページをご覧ください。

9 ページは、官公庁などの他市の選定指標になります。行政機関は、概ね拠点施設から半径 500 メートル圏内にある施設が選定されています。郵便局は、参考事例の多くで選定されていますが、銀行やコミュニティ施設等については、多くが選定されていませんでした。

10 ページが、本市における官公庁等の選定案になります。表に記載の施設名は、マスタープランにおいて、生活関連施設に選定した施設で、黄色く色が塗られている施設が、基本構想において選定する施設の案です。行政機関では、鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲内。郵便局、銀行については、鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲内の本店機能施設。コミュニティ施設等については、公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設を選定基準としています。

11 ページは、選定した施設の位置関係を示した地図になります。施設名に黄色く色が塗られている施設が選定する施設です。右上に凡例を載せていますが、上から順に、ピンク色の線がマスタープランで設定した移動等円滑化促進地区の区域を示しています。上から 4 番目の黒い点線は、鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲、その下の赤い点線が基本構想で設定する重点整備地区の案を示しています。

12 ページは、教育文化施設などの他市の選定指標になります。学校については、概ね拠点施設から半径 500 メートル圏内にある施設が選定されています。保育園、幼稚園では選定されていませんでしたが、公民館、市民会館等では、拠点施設から半径 500 メートル圏域を超える施設も選定されていました。

13 ページと、資料 4（資料修正箇所）の 13 ページを併せてご覧ください。

資料の修正箇所についてご説明します。

【保育園・幼稚園】における選定しない理由として、「利用者が特定の人に限られるため」に修正しています。また、施設名の北中学校では赤丸の選定案にこめじるしと、理由として、地形地物の設定により重点整備地区範囲に含まれる施設を追加しました。

本市における教育・文化施設等の選定案です。学校では、鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲内の小・中・義務教育学校を選定していますが、保育園、幼稚園は選定していません。公民館は、公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設。市民会館等は、鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲内及び公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設を選定基準としています。

14 ページに、選定した施設の位置関係を示しています。

15 ページは、保健、医療、福祉施設の他市の選定指標になります。病院、総合福祉施設は、事例 3 市とも選定されています。高齢者福祉施設では、概ね拠点施設から半径 500 メートル圏内にある施設が選定されています。障害者福祉施設では、事例 3 市では、千葉市で公共施設のみ選定されています。

16 ページが、本市における保健、医療、福祉施設の選定案です。病院、総合福祉施設は、不特定多数の人が利用する施設であることから選定しています。高齢者福祉施設では、鳥取

市高齢者福祉センターを選定していますが、その他の高齢者福祉施設や障害者福祉施設では、利用者が特定の人に限られるため選定していません。

続いて 17 ページになります。選定した施設の位置関係を示しています。

18 ページは商業施設の他市の選定指標になります。概ね拠点施設から半径 500 メートル圏内にあり、大規模な施設が選定されています。

19 ページが本市における商業施設の選定案になります。鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲内を設定基準としています。ザクザク吉方温泉店については、半径 500 メートル圏を結ぶ範囲の外に位置しますが、地形地物の設定により重点整備地区内に含まれる施設であるため選定しています。

20 ページは、選定した商業施設の位置関係を示しています。

21 ページは、宿泊施設についての他市の選定指標になりますが、事例の多くでは、客室数 50 室以上の施設が選定されています。

22 ページは本市における宿泊施設の選定案です。鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲内の客室数 50 室以上の施設を選定しています。

23 ページは選定した施設の位置関係を示しています。

24 ページは、公園、運動施設の他市の選定指標になります。公園では、近隣公園以上の大規模な公園が選定されており、運動施設については、屋内運動施設が選定されています。

25 ページは本市における公園、運動施設の選定案です。公園などでは、鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲内の地区公園以上の公園及び風紋広場や西町緑地などの近隣施設と一体的に利用されている公園を選定しています。運動施設については、鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲内の施設を選定しています。

26 ページは選定した施設の位置関係を示しています。

27 ページは、観光施設などの他市の選定指標になります。観光施設では、拠点施設から半径 500 メートル圏内にある施設が選定され、路外駐車場については、拠点施設から半径 500 メートル圏内の公共の路外駐車場が選定されています。

28 ページは本市における選定案です。観光施設では、鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲内。路外駐車場については、鳥取駅・県庁より半径 500 メートル圏を結ぶ範囲内の公共の路外駐車場を選定しています。

29 ページは選定した施設の位置を示しています。

30 ページからは、鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区についての生活関連施設の選定案になります。各施設の選定基準は鳥取駅・城跡周辺地区と同様の考え方としています。

30 ページは観光庁、教育文化施設等の選定案です。

31 ページは、保健、医療、福祉、商業施設、公園、運動施設についての選定案になります。

32 ページは選定した施設の位置を示しています。

一番外側のピンク色の線は移動円滑化促進地区の区域を示し、黒い点線は旅客施設より

半径 500 メートル圏を結ぶ範囲。赤い点線が重点整備地区の区域を示しています。

33 ページは、生活関連施設の選定に基づき設定を行った鳥取駅・城跡周辺地区における重点整備地区の案です。赤い点線が重点整備地区の区域。施設は選定した生活関連施設をプロットした地図です。

34 ページは、鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区における重点整備地区の案です。

今後、2つの重点整備地区において、生活関連経路の検討や、生活関連施設の施設管理者とヒアリングなどを行い、基本構想に位置づける特定事業を検討する作業を進めていく予定です。

以上がバリアフリー基本構想の策定についての説明になります。

会長

ただいまの説明について、委員の皆さんのご意見ご質問等ありましたらお願いします。

委員

考え方について教えてください。資料 5 と 6 ページの表の「Ⅱ公共交通の利便性が高い」のところで、1日の平均乗降客数が 3,000 人以上の鉄道駅として、資料 5 ページで鳥取駅、資料 6 ページで鳥取大学前駅を指していると思われます。

国のガイドラインでは利用者数という言い方になっていると思います。この表では乗降者数となっているので、乗車する人数と降車する人数がいます。利用者数とは乗降者数というとらえ方でいいのでしょうか。

事務局

国のガイドラインでは利用者数 3,000 人と書かれていますが、駅の利用者数として考える数値は乗降者数のことになります。

委員

生活関連施設の選定にあたって、面積要件を定めていない項目についての考え方を教えてください。

事務局

生活関連施設の選定においては、面積要件よりも不特定者数の利用者があるかを重視して選定しています。

会長

生活関連施設について、表の選定案で網掛けするところを選定するという理解をしています。選定した位置関係をみると、地図の方は生活関連施設の候補全部が載っているので、

次回以降は選定した施設のみを記載していただくと誤解が無くていいかと思えます。

事務局

生活関連施設の地図については、マスタープランで抽出している生活関連施設と、そのうち基本構想で位置づける生活関連施設の両方を記載させていただいています。今回の協議により、ご承認いただければ、今後の整理では選定したもののみを記載させていただきます。

委員

基本構想に位置づけられる事業として、資料4ページでは、鉄道についてはホームドアの設置が挙げられていますが、基本構想に位置づけられた場合は、全施設に対して設置が義務づけられるのでしょうか。

事務局

生活関連施設に選定された施設については、特定事業計画を策定いただいて、計画に基づいて実施頂く必要がございます。

委員

ホームドアを設置するための費用面はどのような考え方でしょうか。

事務局

説明不足で申し訳ありません。

生活関連施設に位置づけた施設については、今後、どういったバリアフリー対応ができますかという形でヒアリングをさせていただきます。そのなかで具体的にこんな形にしますという案に基づいて、事業計画を作成していただき、それに応じて実施することの義務が発生するところです。

委員

まずはヒアリングをなされるということでお待ちしていればよろしいでしょうか

事務局

ヒアリングについては生活関連施設をご承認いただいた後に、個別にヒアリングもしくはアンケートを配布させていただきます。早ければ年内からヒアリングをスタートさせていただきたい。

委員

ではここの一月でヒアリングがなされると理解してよろしいでしょうか。

事務局

補足ですが、しなければならないというイメージがあるかと思いますが、そうではなくて、まずは何か出来ますでしょうかというところから入らせていただきたいと思います。生活関連施設に位置づけた場合でも、すぐに何かをしなければいけないということはありません。今年度から一部の施設に対してヒアリングをしていきたいと思いますので、その時はご協力をお願いします。

委員

スーパーとか病院だとかそれらの施設はそこが目的地になるので、規模が大きいところの選定は大事だと思うのですが、駐車場に関しては駐車場が目的地ではなくて車を止めて周囲の施設に訪れるのが目的だと思います。そういった点で見ると、いま駐車場で選定されているのは一つだけで、施設が少ないところに位置しているのですが、駅や県庁の周りなどもう少し施設の多いところを選定するという考え方もあるのではないのでしょうか。

事務局

現在は一つだけの選定とはなっていますが、まずは公共の駐車場から進めていこうとしています。資料 33 ページに、生活関連施設の全体の選定案を示していますが、今後、生活関連経路も選定していきます。そのなかで駐車場周辺の道路についても生活関連経路に選定されてくると考えています。

委員

JR 様との話の中で鳥取市様の回答で気になったところがありました。基本構想の中で事業を進めていくとのことですが、もしもヒアリングの際に施設から「できない」等の回答があった場合は、それに対して市はどういう対応をするのか。今後の促進に係わる重点ポイントだと思います。施設側にも迷いがあると思います。視聴覚障害者の事故を防ぐには、駅にホームドアを設置するのは重要だと思いますが、市からの予算的な補助等はないということでしょうか。

事務局

現時点では、鳥取県の「福祉のまちづくり条例」に関わる、補助ができる制度があります。そのほか国交省のバリアフリー対策でも補助メニューがあります。

ヒアリングの際にはそういった補助メニューも紹介させていただきますし、仮にハードが難しいのであれば、お金をかけなくても従業員によるソフト・啓発活動等ができないか、バリアフリー化ができる取組を積極的に抽出していただくようお願いをさせていただこう

と思っています。

委員

いずれにしても基本構想として、あくまでもやらなければいけない部分はあるかと思えます。そのような補助を使われるのもいいと思うが、鳥取市としての動きがあってもいいのではと思います。

事務局

現時点では、鳥取市独自の補助メニューは具体的にはありませんが、今後はそのことも含めて検討していきたいと思えます。

委員

ぜひよろしくをお願いします。

会長

ただ今のご質問もそうかと思うが、公共以外の民間施設を選定して対応をお願いする場合、ヒアリングや協議に基づいて事業者側に計画を作っていただくところを、ある点からみると「やれる範囲だけやってください」と見えてしまって、バリアフリーの促進を望まれる方からするとあまり前に進まないのではないかという不安を与えてしまう部分があるのかなと思います。バランスは難しいところと思いますが、双方のバランスを取っていけるようにお願いします。

委員

確かに促進するうえでしなければならないことであっても、「できますでしょうか」というのは民間の事業者に対して必要だと思う。何のためにこれをやるのかを考えた時に、意識の中ではみんなで取り組んでいこうと思っているが、しなければならない中でも民間の事業者も事情があるので、そこのところに対して補助の関係とか、どういう形で前に進んでいけるのかというところを、鳥取市の考えをお聞きしたいなと思いました。

事務局

昨年度、作成させていただいたマスタープランで促進地区ということで定めておりますが、全市を対象にしてマスタープランを策定させていただきました。個々の区域・事業者にこだわらずに、全体に対して意識をもっていただきたいという思いで作っています。鳥取市として何を目的にしてこのマスタープランを作ったのかというところを念頭において基本構想の策定をしていきたいと思えます。

委員

資料 13 ページ、小学校 5 箇所・中学校 1 箇所ありますけれど、特定の方が利用する施設は選定しないとあったと思いますけれど、学校を選定した理由はなんでしょうか。

事務局

小・中・義務教育学校については、面積要件もありますがバリアフリー基準への適合義務の対象となる特別特定建築物に位置づけられています。交通弱者といったところもありますし、障がいのある児童もおられるので、そういった関係で小・中・義務教育学校を選定したというところですか。

委員

学校ですと避難所にもなるかと思います。そういった意味で重点地区ということもわかりますが、500m圏内という範囲は必要なのかなと思いました。

事務局

500mとしている理由は、高齢者の方が通常歩かれる範囲が 500mというところがあり、今後 500m範囲内の生活関連施設から重点的にバリアフリー化を進めていきたいというところがあり、このようにしています。

バリアフリー基本構想の策定後に、見直しの段階で 500mより広げて 800mにして充実していくこともあろうかと思います。今後そういったエリアを広げていくのか、というところも策定後の検討課題かと思います。

委員

先ほど委員からの話がありましたけど、避難所に指定されている施設は選定の中に入るのか。

事務局

現在の生活関連施設には避難所の考えは入っていません。不特定多数の利用者であるとか、交通弱者や高齢者等が日常的に使われる施設を対象にしております。

委員

避難時のこともあるので、その辺も合わせて検討していけたらよいな、と思っています。

会長

様々なご意見頂戴したところでございますが、最後の、避難所としての側面をどう見るかという所以外につきましては、考え方等のご質問が多かったように思います。ですので、本

日提案いただいた「鳥取市バリアフリー基本構想」の策定について、基本的に原案の通り進めるということで異議ございませんでしょうか。

委員

異議なし

会長

本日ご指摘いただいた点につきまして修正する事項がありましたら、また次回の会議で修正いただいた報告をいただきたいと思います。

では、本件、原案の通り承認ということでさせていただきたいと思います。

次に今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

事務局

基本構想の策定スケジュールについてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

今年度は、本日の第5回協議会、来年2月には第6回協議会を開催し、基本構想に記載する現状と課題や基本方針、重点整備地区等について整理し、基本構想の中間案として取りまとめた内容を議題とする予定にしています。

来年度には9月ごろに第7回協議会を開催し、生活関連施設や生活関連経路、特定事業などを整理した基本構想の素案を作成し、議題とする予定にしています。

その後、10月頃にはパブリックコメントを実施しまして、提出された意見などを反映させた基本構想の最終案を作成し、12月頃には、第8回の協議会で、パブリックコメントの結果の報告と基本構想の確認をしていただき、令和6年度中に基本構想の公表を行う予定にしています。

以上が基本構想策定に関するスケジュールの説明となります。

会長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

事務局

一つ追加で説明させていただきます。

ヒアリングについて、先ほどJR様からお伺いされたところですが、この度、鳥取駅地区だけで生活関連施設が75施設ございます。

来月12月ぐらいから事業者様へのヒアリングやアンケート調査などを進めさせていただきます。

会長

そうすると、2月の第6回協議会には概ねヒアリングが終えられるようなスケジュールになるのでしょうか。

事務局

全ての施設をやることはできませんので、いくつか実施させていただいたものを報告させていただきたいと思います。

会長

分かりました。

いかがでしょうか。今後のスケジュールについて原案の通り進めることでご異議ございませんでしょうか。

それでは、今後のスケジュールについては原案の通り進めていただきたいと思います。

会長

引き続き、その他の事項に移らせていただきます。事務局より報告があるとのことですので、よろしくお願いします。

事務局

その他ということで報告させていただきます。バリアフリーマスタープランを今年3月に策定しました。それをもとに庁内での取組状況等をご紹介します。

マスタープラン策定前に継続事業として、ハード・ソフトあわせて10事業を取り組んでいるところです。マスタープラン策定後にはさらに4事業の取組みを追加しています。内容については、各公民館で「バリアフリーを考える」という啓発活動や、体育館の改修にあわせてトイレの洋式化などといったハード整備を行っています。その他にもコミュニケーションボードの設置などの取組みを行っています。

今回の新事業は4事業ですが、今後も引き続き推進していきたいと考えています。

会長

ただ今の市の取組みについて、意見がございましたらお願いします。

委員

コミュニケーションボードのお話ありがとうございました。ありがたく思っています。

別の話になりますが、障害者の多くが訪れる施設、さわやか会館で、手すりの点字が破れた状態で触ると傷の恐れがあります。視覚障害者にとっては重要な設備になります。早くできるものだと思うので素早い対応をしていただくよう施設管理・点検というところの整備も進めていただくようお願いします。

事務局

施設管理については、所管する担当課などに対して適正な維持管理できるよう働きかけ

をしていきたいと思ひます。

委員

ご紹介だけさせていただければと思ひます。先日、鳥取県の福祉健康部の方とご協力させていただきながら、鳥取駅からさざんか会館までの点字ブロックに、コード化といひましてQRコードのようなもの埋め込み、携帯アプリで道案内をするような実証実験をします。鳥取駅構内からさざんか会館までの点字ブロックを、機会がありましたらご覧になっただけければと思ひます。

会長

その他いかがでしょうか。

事務局

先ほど庁内の取組みの進捗について口頭でご報告させていただきましたが、まとめた結果について、次回の協議会にて一読できるようなものを準備する予定としています。

会長

他にないようですので、事務局へお返しいたします。

事務局

皆様にご協力いただき、スムーズに進行させていただきました。また貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。本日の協議会につきましては、議事録を作成させていただき、発言内容などについて会長、副会長へご確認させていただきます。そうしたうえで市のホームページに掲載させていただくという流れになりますので、よろしくお願ひします。

それではこれもちまして第5回鳥取市移動等円滑化協議会を閉会とさせていただきます。

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。